

「日本モデル」の提案

東京農工大学大学院農学研究院・
兵庫県森林動物研究センター所長

梶 光一

環境省自然環境局から学術会議への審議依頼内容

- 1 加速する高齢化・人口減少によりますます問題が深刻化する低利用地域において有効な科学的野生動物管理を行うにあたっての現状の法制度等における課題の洗い出しと、その解決のための方策の検討
- 2 低利用地域における環境・社会・経済の諸問題の複雑な関係性を踏まえた野生動物問題の位置づけの科学・学術面からの明確化と、課題解決方策としての科学的野生動物管理システムの具体的なイメージとシステム構築にあたって必要な要件の整理
- 3 密接な連携のもとに科学的野生動物管理システムの担い手となる主体について、現在から近未来にかけて最適と考えられるあり方の提案（特に、現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究を担う人材養成システムについての具体的提案）

現状の法制度等の課題と解決の方策

- 野生動物保護管理の原則
- 野生動物管理の三重構造(国・県・市町村)
- 鳥獣保護管理法(特定計画)と鳥獣害防止特措法(被害防止計画)の整合性
- 広域管理組織の創設
- 管理ユニットに基づく個体数管理

野生動物保護管理の原則

日本モデルの5原則

- 1) 生態系の構成要素として、生物多様性保全のために持続可能な資源管理を行う
- 2) 秩序ある捕獲でアニマルウェルフェアに配慮する
- 3) 補完性原則に基づく
- 4) 個人の動機に基づく捕獲と公共目的を達成するための捕獲を峻別する
- 5) 科学的情報に基づいて順応的管理を行う

北米モデルの7原則

- 1) 公共財としての野生動物
- 2) 狩猟獣市場の排除
- 3) 法律による決定
- 4) 捕殺は合法的な目的の場合に限る
- 5) 野生動物は国家および国際的な自然資源
- 6) スポーツ狩猟は倫理的で正当な捕獲として特徴づけられる
- 7) 科学的根拠をもとにした野生動物管理指針の策定

補完性原則

1992年のEU(当時はEC)マーストリヒト条約

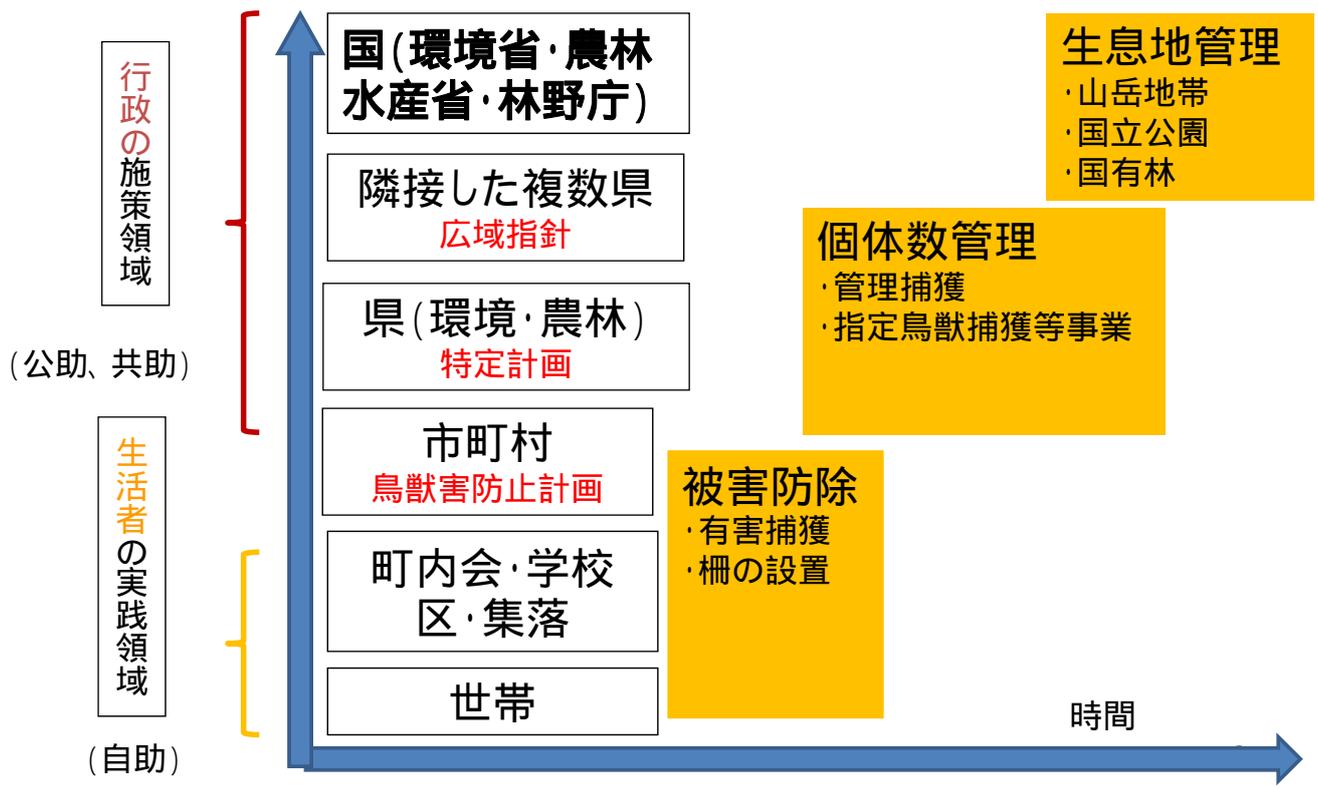
EUでは、基礎自治体(ドイツならばゲマインデ)が行政上の施策の先決権を持ち、以下、より広域で決定、実施すべき課題・施策が、ドイツならば郡(クライス)、州(ラント)、連邦、EUの順に広域の機関が担当するという仕組みが認められた。

施策の決定権の基準は、「必然性」と「効率性」、指標としては**理解に基づく**「共感」。

自然資源管理の場合も、対象とする資源によって、「共感」の(最大限の、あるいは最適の)空間的範囲はそれぞれ異なるのであり、その空間的レベルに応じた自治単位がその管理、つまり合意形成と、計画の作成、実行、モニタリングを担う。

土屋俊幸(2014) 野生動物管理の理想像『野生動物管理システム』梶・土屋編、東京大学出版会

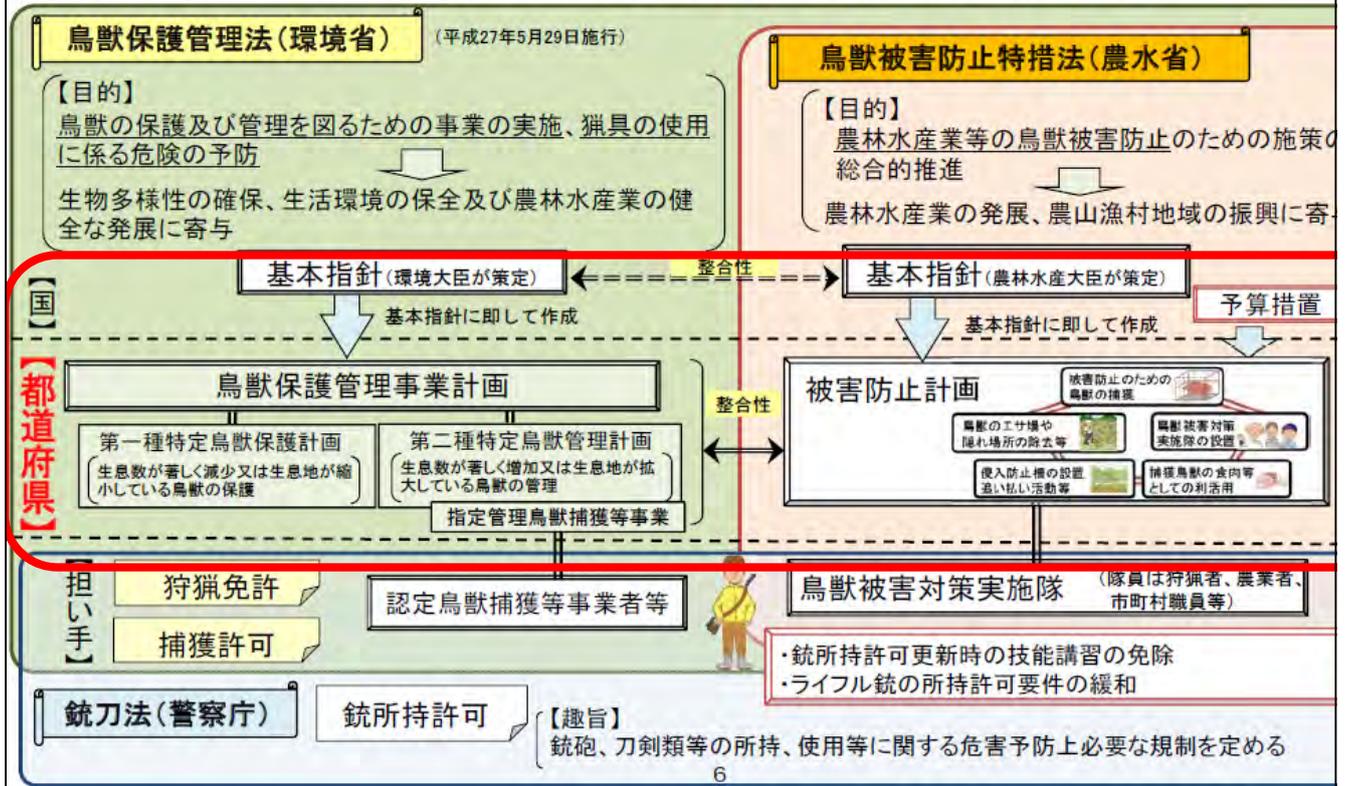
野生動物管理の三重構造(国・県・市町村)



2-2 鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、銃刀法との関係

農林水産省資料

- 「鳥獣保護管理法」は、都道府県を中心とした鳥獣保護管理事業、狩猟免許や捕獲の許可等の制度について定めた法律。我が国に関する法制度として、明治期の制定時より、時代の多様な要請を受けて数度の改正を経て現在の制度となっている。
- 一方で、近年の鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって被害防止のための総合的な取組に対して支援すること等を内容とする「鳥獣被害防止特措法」が議員立法により成立。
- 銃を使用する猟については、鳥獣保護管理法に基づく銃猟免許に加え、「銃刀法」に基づく銃所持許可が必要。



鳥獣保護管理法(特定計画)と鳥獣被害防止特措法(被害防止計画の整合性)

課題

二つの性格の異なる法律に基づく捕獲事業の計画・評価の複雑さ

- ・都道府県による個体数調整(特定計画制度:環境省所管)
- ・市町村による駆除(鳥獣害防止計画:農林水産省所管)

解決策

役割の明確化および情報の共有とそれぞれが担う役割への協力

- ・個体数管理は都道府県
認定事業者の役割は個体数管理およびアクセス困難地での捕獲

- ・被害防除は市町村
実施隊の役割は被害防除(害獣を駆除することに限定)

・都道府県の環境部局と農林部局での調整により野生動物管理を一元化する

(例 鳥根県、兵庫県、神奈川県、大分県、栃木県)

→農林部局の獣害への関心が薄れることに注意

広域管理組織の創設

広域管理指針の策定

(環境省地方環境事務所・農
林水産省・林野庁連携)

広域科学委員会の設

(独立行政法人研究所、公設
研究機関、地域の大学の連
携)

統一的モニタリングと管理
施策の評価

関東山地ニホンジカ広域保護
管理指針(環境省)

県境をまたぐ複数市町村(農
林水産省)

例 新たな国土形成計画(広域
地方計画)について(国土交通
省)



管理ユニットの設置

- 都道府県は市町村あるいは適切な規模での管理ユニットを設置する。特定計画に基づいて、管理ユニットごとに個体数の推定、捕獲数の決定、管理の評価を実施する。

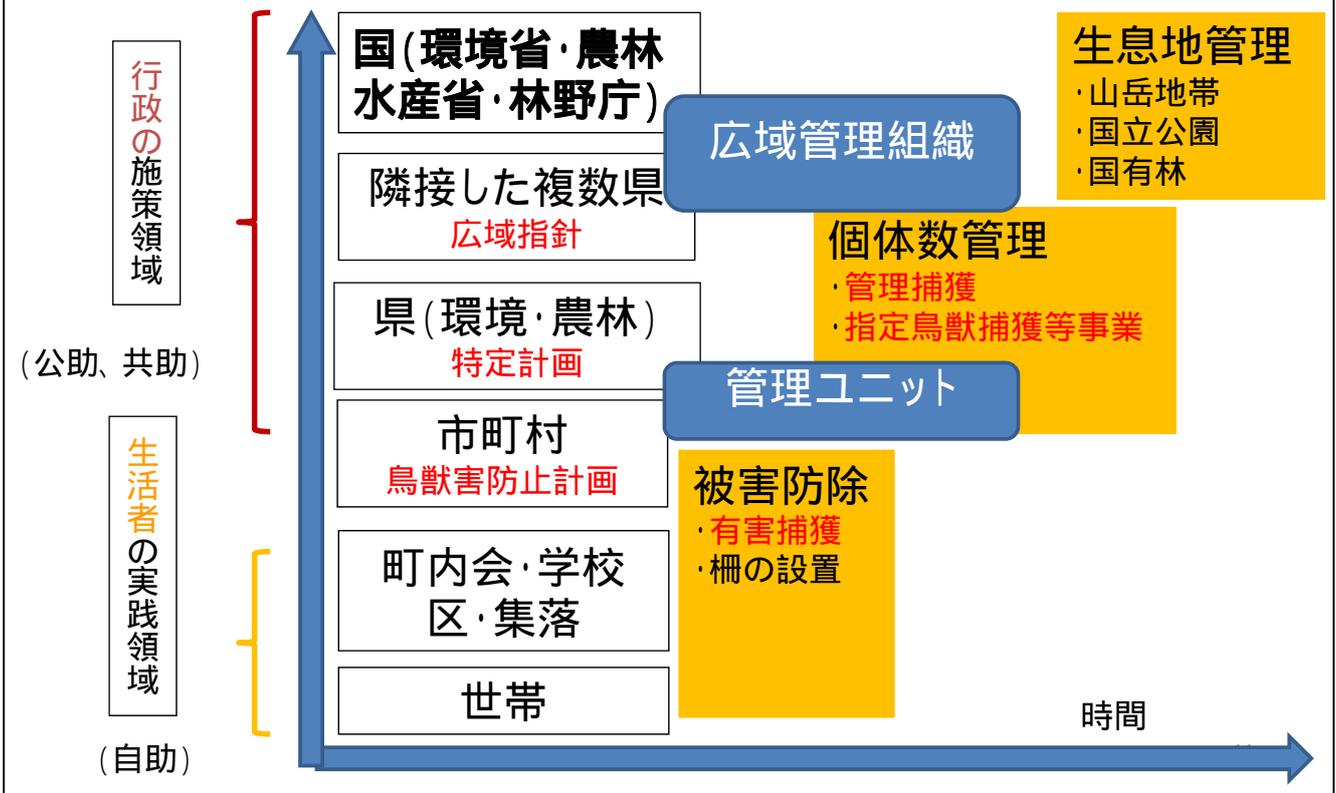
神奈川県丹沢



千葉県



野生動物管理の三重構造(国・県・市町村)



野生動物管理専門官の配置が必用

課題

個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員の配置が必要
(中央環境審議会答申 H26年1月)

行政に専門的職員が不足
全都道府県で鳥獣行政を担当している職員4,361名の内、専門的職員148名(3.4%)が37都道府県に配置されている。

鳥獣保護管理に関する学位を有するものは58名(全体の1.3%、専門的職員の39%)(博26修 18 学14)にとどまる。

環境省調べ 平成30年4月1日現在

解決策

都道府県・市町村に大学で教育を受けた専門的職員を配置する

配置例

兵庫県: 森林動物専門員(技術系行政職員5名の専任)

鳥根県: 鳥獣専門指導員(嘱託5名)及び鳥獣行政担当職員(常勤6名、2015年から鳥獣職を選考採用)

福島県猪苗代町: 鳥獣害対策専門職員(常勤1名、嘱託2名、地域おこし協力隊員1名)

福島県南会津 (嘱託1名)

長野県小諸市: 野生鳥獣専門員(常勤1名)が実施隊隊長

鳥根県では鳥獣専門指導員(嘱託)を大田市1名、浜田市2名、益田市1名、吉賀町1名を配置

統合的な野生動物管理の推進

- 被害防除、生息地管理、個体数管理、資源利用を統合的に進める。
- 被害防除では統合的獣害防除管理 (Integrated Wildlife Damage Management) を進める。
- 捕獲推進政策の一方で錯誤捕獲が増加しているため、秩序ある捕獲でアニマルウェルフェアに配慮する。
- 人口縮小を踏まえた土地利用再編による生息地管理を推進する。
- プログラムの作成、オンラインでの講習、現地講習、認証制度

野生動物管理の担い手の確保

課題

- 国・都道府県・市町村に専門職として野生動物管理を実施する人材が確保されていない
- 国(環境省・農林水産省)に専門家を登録する仕組みはあるが、研修制度のみで体系だった人材育成制度をもたない
- 一定の基準を満たす野生動物管理の担い手教育制度が不在

解決策

国・都道府県・市町村に野生鳥獣の保護管理の専門家として継続的に携わる行政職の設置

野生鳥獣の保護管理の専門家の育成と資格認定制度の検討

野生鳥獣の保護管理専門機関の設置と充実

大学におけるコアカリキュラムの整備

社会基盤としての野生動物管理

- ・森林官(フォレスター), 自然公園管理官(レンジャー), 野生動物管理専門官(ワイルドライフレンジャー)の教育
- ・時代に即した狩猟者と捕獲専門技術者の育成



大学におけるコアカリキュラムの制度と学協会・NPO等における資格認定制度の整備が必用

野生動物管理専門官・専門的捕獲技術者の人材養成プログラムの構築(例)

中山間地域の野生動物による農林業被害・生態系被害を低減し地域価値を高めるため、大学が地方自治体・NPO・企業等との連携により、現場重視の調査研究型教育による専門家の人材養成プログラムを構築し、新たな職を創出する。

